
第8章

介護保険サービスの量の見込みと保険料

第8章 介護保険サービスの量の見込みと保険料

1 介護保険サービスの考え方

本市の高齢者人口は、しばらくは大幅な増減がなく推移し、その後減少に転じると予測されます。ただし、認定率の高い85歳以上、90歳以上の人口は増加するため、認定者は今後も増加し、団塊の世代が85歳以上になる10年後から団塊ジュニア世代が65歳以上になる20年後くらいに本市の介護需要のピークを迎えると考えられます。

介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう在宅介護サービスを提供します。特に仕事と介護の両立や在宅介護を継続するため、あるいは医療ケアを必要とする要介護者や在宅看取りのためには、多様なニーズに対応できる小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスなどが有効と考えられ、本市ではこれまで、「小規模多機能型居宅介護」および医療ニーズの高い人を支える「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を推進してきたところです。引き続き、「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を推進していきます。

介護保険施設確保の考え方としては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（いわゆる小規模特別養護老人ホーム）が平成30年4月に開所し、入所待機者が減少していることなどから、第9期計画期間中は現状維持とします。

2 サービス量の見込み

介護保険の給付実績、被保険者数および要介護認定者数の推計、今後のサービスの整備予定等を勘案して、計画期間である令和6年度から令和8年度の各年度におけるサービス量を見込んでいます。

なお、中長期的視点に立ち、令和12年（2030年）度、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）度の見込み等についても推計を行っています。

サービス量の推計に当たっては、地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を使用しています。

3 サービス量の見込みの手順

介護給付等対象サービス(地域支援事業を除く。)の量および給付費の見込みについては、おおむね次の手順で行います。

① 人口推計

- ・令和元年(2019年)から令和5年(2023年)までの10月1日現在の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法(1歳刻み)を用いて人口を推計します。

② 要介護(要支援)認定者数の推計

- ・令和5年10月末時点における性・年齢別・要介護度別の認定率を基に、これに性・年齢別推計人口を乗じて認定者数を推計します。

③ 施設・居住系サービス利用者数の推計

- ・介護保険3施設サービスならびに認知症高齢者グループホーム等居住系サービスの利用者数について、現在の利用状況、施設の整備予定等を勘案して見込みます。参考として、令和12年(2030年)度、令和22年(2040年)度のサービス利用者数も見込みます。

④ 標準的サービス利用者数の推計

- ・推計した要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を減じ、これにサービス受給率を乗じて居宅サービス等の利用者数を推計します。

⑤ 各サービス量の推計

- ・給付実績、今後の施設整備予定等を参考に、サービスの種類別に年度ごとのサービス量を見込みます。
- ・参考として、令和12年(2030年)度、令和22年(2040年)度のサービス量も見込みます。

⑥ 給付費の推計

- ・サービスごとに、各年度の給付費を見込み、総給付費を推計します。
- ・参考として、令和12年(2030年)度、令和22年(2040年)度の総給付費も推計します。

4 居宅サービスの見込み量

(1) 訪問介護

訪問介護は、緩やかな増加と予測し、令和8年(2026年)度の利用者は1か月当たり318人、利用回数は8,438回を見込みました。

図表8-1 訪問介護の見込み量

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
介護	利用者数(人)	308	314	316	318	318	345
	利用回数(回)	8,595	8,669	8,687	8,438	8,740	9,571

(2) 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、令和8年(2026年)度は1か月当たり介護給付が23人、167回の利用を見込みました。予防給付は利用実績がないことから利用は見込んでいません。サービス供給は、おおむね現状の体制で提供が可能です。

図表8-2 訪問入浴介護の見込み量

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用回数(回)	0	0	0	0	0	0
介護	利用者数(人)	26	23	23	23	23	26
	利用回数(回)	170	167	167	167	167	187

(3) 訪問看護

訪問看護は、緩やかに増加すると予測し、令和8年(2026年)度の予防給付は1か月当たり34人、177回、介護給付は1か月当たり261人、1,555回の利用を見込みました。サービス供給は、おおむね現状の体制で提供が可能です。

図表8-3 訪問看護の見込み量

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数(人)	29	33	33	34	35	35
	利用回数(回)	158	172	172	177	183	183
介護	利用者数(人)	252	262	264	261	266	288
	利用回数(回)	1,550	1,569	1,571	1,555	1,583	1,715

(4) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションの利用は緩やかな増加と予測し、令和8年(2026年)度の予防給付は1か月当たり25人、236回、介護給付は1か月当たり74人、619回を見込みました。サービス供給は、おおむね現状の体制で提供が可能です。

図表8-4 訪問リハビリテーションの見込み量

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数(人)	23	25	25	25	27	27
	利用回数(回)	209	236	236	236	253	253
介護	利用者数(人)	71	73	73	74	75	82
	利用回数(回)	605	611	611	619	628	686

(5) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、緩やかに増加すると予測し、令和8年(2026年)度の予防給付は1か月当たり23人、介護給付は1か月当たり322人の利用を見込みました。サービス供給は、おおむね現状の体制で提供が可能です。

図表8-5 居宅療養管理指導の見込み量

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数(人)	18	23	23	23	24	25
介護	利用者数(人)	317	321	325	322	331	360

(6) 通所介護

通所介護はニーズの高いサービスですが、地域密着型サービスの充実により大幅な増加はないと予測し、令和8年(2026年)度の介護給付は1か月当たり489人、4,756回になると見込みました。供給量は十分に確保できていることから、市が設置する施設について今後の方向性を検討していきます。

図表8-6 通所介護の見込み量

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
介護	利用者数(人)	475	486	487	489	503	518
	利用回数(回)	4,708	4,727	4,741	4,756	4,890	5,057

(7) 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、緩やかな増加と予測し、令和8年(2026年)度の予防給付は1か月当たり58人、介護給付は1か月当たり174人、1,148回の利用を見込みました。サービス供給は現状の体制でおおむね提供が可能です。

図表8-7 通所リハビリテーションの見込み量

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数(人)	57	58	58	58	61	63
	利用者数(人)	171	172	173	174	180	196
介護	利用回数(回)	1,138	1,137	1,141	1,148	1,187	1,294

(8) 短期入所生活介護

短期入所生活介護については、計画期間内の整備予定がないことから、現状の水準で推移すると予測し、令和8年(2026年)度は1か月当たり105人、942日の利用を見込みました。予防給付については利用実績がないため見込んでいません。

なお、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護の中においても短期入所サービスが提供されます。

図表8-8 短期入所生活介護の見込み量

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0	0	0	0
介護	利用者数(人)	106	103	102	105	108	117
	利用日数(日)	936	926	915	942	971	1,054

(9) 短期入所療養介護(介護老人保健施設、介護療養型医療施設)

短期入所療養介護については、本市は全国と比べて非常に高い利用率となっており、大幅な増加はないものの、今後も継続して高い利用率が続くと予測されます。令和8年(2026年)度の介護給付は1か月当たり87人、598日の利用を見込みました。予防給付は利用実績がないことから利用は見込んでいません。サービス供給は、おおむね現状の体制で提供が可能です。

図表 8-9 短期入所療養介護の見込み量

区 分		令和 5 年度 (2023年度)	令和 6 年度 (2024年度)	令和 7 年度 (2025年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
	利用日数 (日)	0	0	0	0	0	0
介護	利用者数 (人)	86	88	88	87	91	101
	利用日数 (日)	611	604	605	598	625	694

(10) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護については大幅な増減はないと予測し、令和 8 年(2026年)度の利用は、現状と同様に予防給付が 1 か月当たり 1 人、介護給付が 1 か月当たり 22 人と見込みました。おおむね現在の事業所の利用と考えます。

図表 8-10 特定施設入居者生活介護の見込み量

区 分		令和 5 年度 (2023年度)	令和 6 年度 (2024年度)	令和 7 年度 (2025年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1
介護	利用者数 (人)	22	22	22	22	22	24

(11) 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、今後も緩やかに増加すると予測し、令和 8 年(2026年)度の利用は、予防給付が 1 か月当たり 214 人、介護給付が 842 人と見込みました。必要に応じたサービスが提供されると考えます。

図表 8-11 福祉用具貸与の見込み量

区 分		令和 5 年度 (2023年度)	令和 6 年度 (2024年度)	令和 7 年度 (2025年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数 (人)	198	211	212	214	223	231
介護	利用者数 (人)	804	824	826	842	829	827

(12) 特定福祉用具購入費の支給

福祉用具購入費の利用は大幅な増減はないと予測し、令和 8 年(2026年)度は、予防給付が 1 か月当たり 5 人、介護給付が 1 か月当たり 13 人と見込みました。必要に応じたサービスが提供されると考えます。

図表 8-12 特定福祉用具購入費の見込み量

区 分		令和 5 年度 (2023年度)	令和 6 年度 (2024年度)	令和 7 年度 (2025年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数 (人)	4	5	5	5	5	5
介護	利用者数 (人)	11	13	13	13	13	15

(13) 住宅改修費の支給

住宅改修の利用は大幅な増減はないと予測し、令和 8 年(2026年)度の利用は、予防給付が 1 か月当たり 7 人、介護給付が 1 か月当たり 7 人と見込みました。必要に応じたサービスが提供されると考えます。

図表 8-13 住宅改修費の見込み量

区 分		令和 5 年度 (2023年度)	令和 6 年度 (2024年度)	令和 7 年度 (2025年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数 (人)	6	7	7	7	7	8
介護	利用者数 (人)	8	7	7	7	7	7

5 居宅介護支援・介護予防支援の見込み量

介護給付（居宅介護支援）については、要介護認定者の増加に伴う利用増を見込みました。

図表 8-14 居宅介護支援・介護予防支援の見込み量

区 分		令和 5 年度 (2023年度)	令和 6 年度 (2024年度)	令和 7 年度 (2025年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数 (人)	231	247	247	249	259	269
介護	利用者数 (人)	1,103	1,127	1,129	1,135	1,147	1,236

6 地域密着型サービスの見込み量

(1) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、今後も利用は緩やかに増加し、令和8年(2026年)度の利用は、1か月当たり259人、2,772回になると見込みました。サービス供給は、おおむね現状の体制で提供が可能です。

図表8-15 地域密着型通所介護の見込み量

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
介護	利用者数(人)	251	259	257	259	264	284
	利用回数(回)	2,729	2,729	2,753	2,772	2,820	3,042

(2) 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、事業所が1か所減少する見込みであることから、令和8年(2026年)度の利用は、介護給付が1か月当たり20人、231回になると見込みました。予防給付は利用実績がほとんどないことから利用は見込んでいません。

図表8-16 認知症対応型通所介護の見込み量

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用回数(回)	0	0	0	0	0	0
介護	利用者数(人)	32	20	20	20	20	20
	利用回数(回)	362	231	231	231	231	231

(3) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は3か所整備されており、おおむね現状どおりで推移すると考え、令和8年(2026年)度の利用は、予防給付が1か月当たり4人、介護給付が1か月当たり66人と見込みました。

図表8-17 小規模多機能型居宅介護の見込み量

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数(人)	4	4	4	4	4	4
介護	利用者数(人)	56	66	66	66	66	66

(4) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護については、計画期間内の整備予定はなく、令和8年(2026年)度の利用は54人を見込んでいます。

図表8-18 認知症対応型共同生活介護の見込み量

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
予防	利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
介護	利用者数(人)	52	54	54	54	54	54

(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、平成30年4月に開所しています。計画期間内の整備予定はなく、令和8年(2026年)度は1か月当たり定員の29人の利用を見込んでいます。

図表8-19 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込み量

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
介護	利用者数(人)	29	29	29	29	29	29

(6) 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、令和2年度に整備されています。さらに1か所の整備を促進することとし、令和8年(2026年)度は1か月当たり70人の利用を見込みました。

図表8-20 看護小規模多機能型居宅介護の見込み量

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
介護	利用者数(人)	37	39	70	70	70	70

(7) その他の地域密着型サービス

地域密着型サービスは、上記のほかに、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型特定施設入居者生活介護が制度化されていますが、計画期間内の利用は見込んでいません。

7 施設サービスの見込み量

(1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、計画期間内の市内の整備予定はありませんが、広域的な利用を勘案して、令和8年(2026年)度は1か月当たり260人を見込みました。

図表8-21 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の見込み量

区 分	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
利用者数(人)	245	253	258	260	260	265

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、計画期間内の整備予定はなく、令和8年(2026年)度は1か月当たり140人を見込みました。

図表8-22 介護老人保健施設（老人保健施設）の見込み量

区 分	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
利用者数(人)	136	140	140	140	142	153

(3) 介護医療院

介護医療院の利用は、ほぼ現状どおりと考え、令和8年(2026年)度は1か月当たり4人の利用を見込みました。

図表8-23 介護医療院の見込み量

区 分	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
利用者数(人)	5	4	4	4	4	5

8 介護保険事業費の見込み

保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、大きく標準給付費と地域支援事業費に分けられます。標準給付費は、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、算定対象審査支払手数料を合算したものです。第9期計画の標準給付費は約129億円になると見込みました（図表8-24）。なお、①総給付費のサービス別の内訳は図表8-26のとおりです（一定以上所得者負担等の調整前）。

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業および任意事業に係る費用です。第9期計画の地域支援事業費は約6.2億円を見込みました（図表8-25）。

図表8-24 標準給付費の見込み

単位：千円

区 分	第9期				【参考】	【参考】
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
①総給付費	4,020,746	4,135,256	4,149,940	12,305,942	4,189,816	4,399,413
②特定入所者介護サービス費等給付額	95,473	95,644	96,326	287,443	100,121	107,626
②高額介護サービス費等給付額	86,648	86,802	87,422	260,872	90,866	97,677
④高額医療合算介護サービス費等給付額	11,284	11,304	11,385	33,972	11,833	12,720
⑤算定対象審査支払手数料	4,398	4,406	4,437	13,240	4,478	4,814
標準給付費見込額	4,218,549	4,333,412	4,349,509	12,901,470	4,397,114	4,622,250

（注）千円未満四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

図表8-25 地域支援事業費の見込み

単位：千円

区 分	第9期				【参考】	【参考】
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
①介護予防・日常生活支援総合事業費	92,525	93,355	93,725	279,605	90,930	83,665
②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	73,703	73,703	73,703	221,109	71,363	69,008
③包括的支援事業（社会保障充実分）	42,227	40,190	40,190	122,607	40,083	40,083
地域支援事業費	208,455	207,248	207,618	623,321	202,376	192,756

図表 8-26 総給付費の見込み

単位：千円

区 分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
I 介護給付	3,934,705	4,049,141	4,063,251	4,099,653	4,306,590
(1) 居宅サービス	1,467,711	1,465,887	1,471,427	1,495,178	1,597,146
訪問介護	305,984	301,142	301,745	303,656	332,322
訪問入浴介護	25,160	25,160	25,160	25,160	28,094
訪問看護	119,918	120,058	118,588	120,887	131,078
訪問リハビリテーション	20,752	20,752	21,039	21,327	23,308
居宅療養管理指導	25,948	26,278	26,094	26,790	29,161
通所介護	475,402	477,509	478,839	492,107	512,994
通所リハビリテーション	110,526	110,901	111,355	115,008	126,089
短期入所生活介護	95,773	94,611	97,362	100,209	108,943
短期入所療養介護（老健）	82,819	82,960	81,847	85,507	95,192
福祉用具貸与	141,503	142,590	145,472	140,601	140,907
特定福祉用具購入費	4,948	4,948	4,948	4,948	5,652
住宅改修費	6,354	6,354	6,354	6,354	6,354
特定施設入居者生活介護	52,624	52,624	52,624	52,624	57,052
(2) 地域密着型サービス	898,043	1,000,123	1,002,241	1,005,981	1,031,204
地域密着型通所介護	298,842	301,672	303,790	307,584	332,879
認知症対応型通所介護	28,244	28,244	28,244	28,244	28,244
小規模多機能型居宅介護	173,894	173,894	173,894	173,894	173,894
認知症対応型共同生活介護	167,974	167,974	167,974	167,920	167,848
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	104,785	104,785	104,785	104,785	104,785
看護小規模多機能型居宅介護	124,304	223,554	223,554	223,554	223,554
(3) 施設サービス	1,361,662	1,375,496	1,381,128	1,387,811	1,450,723
介護老人福祉施設	824,156	839,802	844,200	843,798	861,221
介護老人保健施設	516,694	514,882	516,116	523,201	563,680
介護医療院	20,812	20,812	20,812	20,812	25,822
(4) 居宅介護支援	207,289	207,635	208,455	210,683	227,517
II 予防給付	86,041	86,115	86,689	90,163	92,823
(1) 介護予防サービス	72,403	72,477	72,941	75,862	77,971
介護予防訪問看護	9,935	9,935	10,258	10,582	10,582
介護予防訪問リハビリテーション	7,868	7,868	7,868	8,462	8,462
介護予防居宅療養管理指導	1,803	1,803	1,803	1,882	1,962
介護予防通所リハビリテーション	24,041	24,041	24,041	25,305	26,069
介護予防福祉用具貸与	15,280	15,354	15,495	16,155	16,726
特定介護予防福祉用具購入費	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186
介護予防住宅改修	4,742	4,742	4,742	4,742	5,436
介護予防特定施設入居者生活介護	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,617	3,617	3,617	3,617	3,617
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,922	2,922	2,922	2,922	2,922
(2) 介護予防支援	13,638	13,638	13,748	14,301	14,852
III 総給付費（合計）（I + II）	4,020,746	4,135,256	4,149,940	4,189,816	4,399,413

9 第1号被保険者の保険料の算定

(1) 第1号被保険者の保険料の算定

第1号被保険者の保険料基準額は、次の手順で求めます。

標準給付費見込額と地域支援事業費を合計した額に、第1号被保険者の標準的な負担割合を乗じ、標準的な調整交付金から、本市における調整交付金見込額を差引いた額を加え、更に準備基金取崩額を差引いた額が、保険料収納必要額となります。

第1号被保険者の保険料は、保険料収納必要額に保険料の収納率を見込み、弾力化した場合の所得段階別加入者割合に応じて、補正した第1号被保険者数で除して算出します。

図表8-27 第1号被保険者の保険料基準額算定の手順

区 分	金 額
標準給付費 (A)	未定
地域支援事業費 (B)	
第1号被保険者負担分 [(A + B) × 23%] (C)	
調整交付金相当額と交付見込額との差額 (D)	
準備基金取崩金 (F)	
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (G)	
保険料収納必要額 [(C + D - F - G)] (H)	
保険料収納率 (I)	
弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数 (J)	
保険料基準額(年額) [H ÷ I () ÷ J] (K)	
保険料基準額(月額) [(K ÷ 12か月)]	

(注) 千円未満四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

図表 8-28 第1号被保険者の保険料の算定

区 分	第9期				参 考	
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者数						
前期(65～74歳)						
後期(75歳～84歳)						
後期(85歳～)						
所得段階別被保険者数						
第1段階						
第2段階						
第3段階						
第4段階						
第5段階						
第6段階						
第7段階						
第8段階						
第9段階						
第10段階						
第11段階						
第12段階						
第13段階						
合計						
弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数 (J)						
標準給付費見込額 (調整後) (A)						
地域支援事業費 (B)						
第1号被保険者負担相当額 (C)						
調整交付金相当額						
調整交付金見込交付割合						
後期高齢者加入割合補正係数						
所得段階別加入割合補正係数						
調整交付金見込額						
調整交付金差額 (D)						
財政安定化基金拠出金見込額						
財政安定化基金拠出率						
財政安定化基金償還金 (E)						
準備基金取崩額 (F)						
審査支払手数料1件あたり単価						
審査支払手数料支払件数						
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (G)						
保険料収納必要額 (H)						
予定保険料収納率 (I)						
準備基金取崩影響額 (月額)						
財政安定化基金償還金の影響額 (月額)						
保険料の基準額 (弾力化)						
推計保険料(年額) (K)						
推計保険料(月額)						

未定

(注) 四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

↓

保険料基準額
月額 未定 円

(2) 所得段階別保険料の設定

第9期介護保険料の段階設定は14段階とし、所得水準に応じた保険料設定を行います。

図表8-29 所得段階別保険料

段階		区 分		基準額に対する割合	保険料年額 (月額)	
国の基準	米原市 14段階					
第1段階	第1段階	世帯： 市民税 非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 合計所得金額+課税年金収入が 80万円以下の人	×0.275	未 定	
第2段階	第2段階		本人： 市民税 非課税	合計所得金額+課税年金収入が 80万円を超え120万円以下の人		×0.48
第3段階	第3段階			合計所得金額+課税年金収入が 120万円を超える人		×0.685
第4段階	第4段階	世帯： 市民税 課税	合計所得金額+課税年金収入が80 万円以下の人	×0.90		
第5段階	第5段階		本人： 市民税 非課税	合計所得金額+課税年金収入が80 万円を超える人		×1.00 〈基準額〉
第6段階	第6段階	本人： 市民税 課税		合計所得金額が45万円未満の人		×1.15
	第7段階		合計所得金額が45万円以上120万 円未満の人	×1.20		
第7段階	第8段階		合計所得金額が120万円以上210 万円未満の人	×1.30		
第8段階	第9段階		合計所得金額が210万円以上320 万円未満の人	×1.50		
第9段階	第10段階		合計所得金額が320万円以上410 万円未満の人	×1.70		
第10段階	第11段階		合計所得金額が410万円以上500 万円未満の人	×1.90		
第11段階	第12段階		合計所得金額が500万円以上590 万円未満の人	×2.10		
第12段階	第13段階		合計所得金額が590万円以上680 万円未満の人	×2.30		
第13段階	第14段階		合計所得金額が680万円以上の人	×2.40		

※保険料は軽減措置後の保険料額を表記しています。(第1段階～第3段階)

(注) 介護保険料段階の判定に関する基準について

- ・合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。
- ・保険料段階が第1段階から第5段階については、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。